

3 【補助の対象とならない経費】

- (1) 出発前の給油領収書（満タン証明）がない帰着後給油
- (2) 通常、販売原価に含まれている商品を販売する上で必要不可欠な商品名などのパッケージや容器、表示が必要な項目の商品名、食品表示のラベルやシール、販売するための箱
(販売用商品に対する補助となり本事業の趣旨に反するため)
- (3) 本事業は、あくまで商品の販売力強化を目的としているため、販売するもの自体の加工・開発、新商品開発の試作品も補助対象外
- (4) 個人のウェブサイト。事業実施主体のウェブサイトであっても事業期間内にウェブサイトが完成公開されない場合
- (5) 県産農林水産物ではないもの（水など）
- (6) 事業主体またはその構成員が生産した農林水産物、加工品等に対する支払、構成員に対する日当
- (7) ふるさと納税の返礼品にかかる費用
- (8) 工芸品、木材、花卉
- (9) 飲食代
- (10) イベント以外にも使用できる物品の購入費・印刷費
- (11) 事業

実施主体の経営先等への発注

- (12) 通年実施や常設ブース・小売業等への商品等発送料、百貨店、スーパー、オンラインストアなど小売を生業とする事業者及び消費者への配送料
(通常、販売原価に含まれており、そこから回収するべきものであるため)
- (13) 本補助金申請等の書類作成に係る経費（インク代や切手代等）
- (14) 販売促進に直接関係のないもの
- (15) キャンセル料
- (16) 課税団体（見込みを含む）における消費税等相当額等
- (17) 他の助成制度の対象となる経費は重複となるので補助対象外